

## 四日市市感染症予防計画について

四日市市保健所 保健企画課

## 1. 感染症予防計画の策定について

新型コロナウイルス感染症対応での課題や教訓を踏まえ、平時のうちから計画的に今後の感染症への対応強化を図ります。

また、改正感染症法に基づいて設置される「三重県感染症対策連携協議会」において、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施について議論・協議するとともに、その結果を踏まえて、予防計画を策定します。

## 2. 感染症予防計画の内容について

厚生労働省が定める基本方針に即して予防計画を定めることとされており、保健所設置市における記載事項及び、数値目標の設定が求められている事項は下記のとおりです。

記載事項	数値目標(※1)
地域の実情に即した感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策	—
感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究（任意）	—
病原体の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○
感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	—
宿泊施設の確保に関する事項（任意）	△
外出自粛対象者等の環境整備に関する事項	—
感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項（任意）	—
感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	○
感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	○
緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項	—

(※1) 保健所設置市の予防計画において定める数値目標について、必須の事項は○で、任意の事項は△で示している。

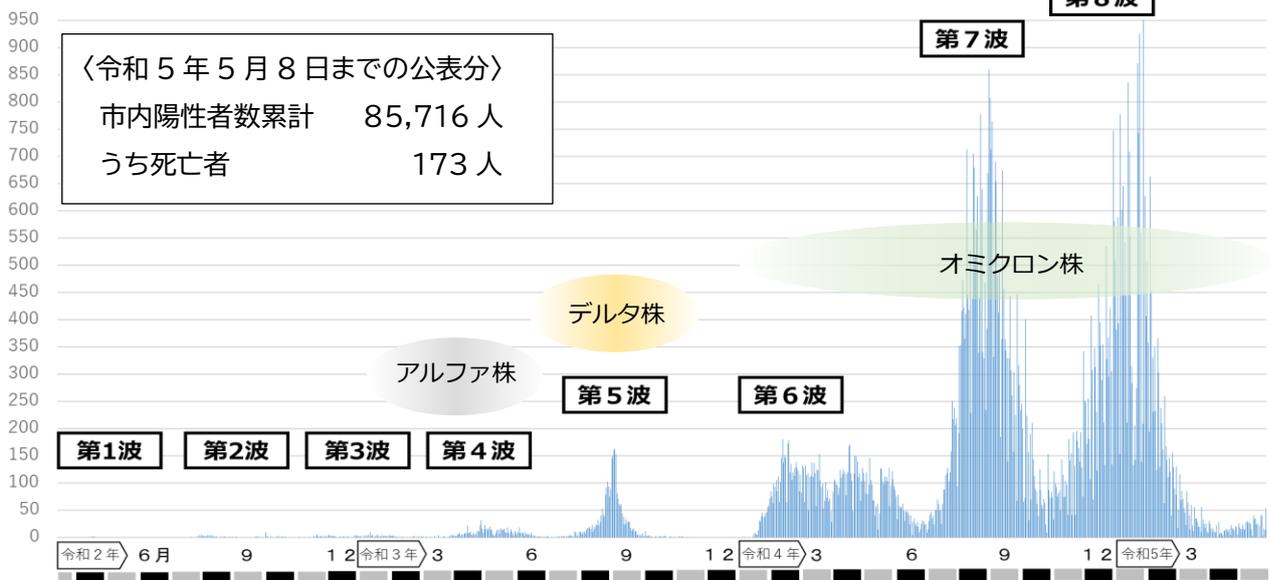
## 3. 予防計画の取組状況について

感染症対策推進のための必要な情報の共有及び、予防計画に基づく取り組み状況等について協議会に毎年報告し、相互に進捗確認を行うとともに、感染症対策の検証・改善を図ります。

【参考】四日市市における感染症対応の振り返り

(1) 発生動向

(人) 新型コロナウイルス感染症の四日市市での発生動向



	令和2年度												令和3年度												令和4年度												令和5年度	
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
本市対象の	緊急事態宣言												緊急事態宣言 まん延防止等重点措置    まん延防止等重点措置												5類変更が正式決定													
県・市の施策	緊急事態措置    緊急警戒宣言    緊急警戒宣言 ● 県・四日市・桑名共同メッセージ												緊急警戒宣言    緊急事態措置 リバウンド防止重点期間												感染拡大防止アラート発出    感染防止行動徹底アラート発出 ● 感染拡大防止宣言発出    ● 再拡大防止重点期間    B A . 5 対策強化宣言 医療ひっ迫防止アラート													

## (2) 本市の対応・市民生活への影響

【第1波】 R2年1月～R2年6月

新型コロナウイルスの毒性、感染力がわからない時期

- 緊急事態宣言で外出自粛要請
- 水際対策強化

・国や県の情報収集を行いつつ、帰国者・接触者相談センター対応、検査、陽性者の入院隔離、感染拡大防止のためのクラスター対策を実施

【第2波～第3波】 R2年7月～R3年2月

新型コロナウイルスの特性や感染が起きやすい場面が判明、地域や業種を絞った対策を実施した時期

- 秋冬感染拡大、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置
- 施設使用制限に飲食店が追加

・若い世代の陽性者が多く、学校や事業所における接触者の集団検査を実施  
・季節性インフルエンザとの同時流行に備え、「診療・検査医療機関」の整備及び検査体制の確保に努めた。

【第4波～第5波】 R3年3月～R3年12月

アルファ株からデルタ株へ変異株に対応した時期

- 大型連休、夏休み、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置
- 死亡、重症者を抑制するためのワクチン接種開始（高齢者から）

・大型連休や夏休み等の人流移動や変異株による急激な感染拡大により、聞き取り調査に遅れが生じた他、濃厚接触者への検査、入院調整等の保健所業務がひっ迫し、全庁的な応援体制で対応  
・自宅療養者が増加する中、医師会等の協力による健康観察やパルスオキシメーターの配付、保健師等による健康観察等、療養中のフォロー体制を強化

【第6波～第8波】 R4年1月～

オミクロン株の特性を踏まえた対応の時期

- まん延防止等重点措置（R4年1月～）
- イベント開催制限の緩和
- まん延防止等重点措置の終了（R4年3月21日）

・オミクロン株は感染力が強く感染が拡大。また、亜系統の置き換わりで長期化  
・発生届や積極的疫学調査を重症化リスクの高い人へ重点化、ショートメッセージや健康状態報告フォームの活用により早期対応に努めた。  
・自宅療養者には、脱水予防のための飲料品等を配付  
・軽症者には抗原検査キットを三重県陽性者登録センター等で配付  
・感染拡大により保健所業務量が増大し、保健師を含めた全庁的な動員や看護協会との協力により看護師を確保とともに人材派遣会社と契約し、健康観察、聞き取り調査等に対応